

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給条件に該当すると思われる方には8月上旬に案内文を送付しますので、申請書に必要な書類(戸籍等)を添えて期限までに提出してください。(提出に必要なものは、送付する案内文でご確認ください)

○支給対象者

次の全ての要件を満たす方が対象となります。(基準日：10月31日)

- ①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 - ②基準日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
 - ③基準日において、事実婚をしていない方又は事実婚の相手方の生死が明らかでない方
- ※支給対象者が基準日の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となる児童に給付金を支給します

○支給額：17,500円

○支給日：令和2年1月10日(金)

○申請期限：令和元年11月29日(金)

※児童扶養手当の全部支給停止の方、過去に婚姻歴のある方、事実婚の方は支給対象になりませんのでご注意ください。

※本給付金は期限までに必要書類を提出いただき、審査の上で対象となった方に支給いたします。(申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください)

申請・問 本庁 子育て課 子育てG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

特別児童扶養手当所得状況届について

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に「所得状況届」を提出しなければなりません。この所得状況届は8月時点における現状を把握し、特別児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。この届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

所得状況届の用紙は8月上旬に送付しますので、8月30日(金)までに必要書類を添えて提出してください。(提出に必要なものは、送付する案内文でご確認ください)

【特別児童扶養手当について】

特別児童扶養手当は、精神または身体に^{しょうがい}障害がある20歳未満の児童を家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ていること)している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

(所得による支給制限があります)

○手当の対象となる児童の^{しょうがい}障害の程度

- ・身体障害者手帳の判定が1～3級(内部疾患含む)程度
 - ・療育手帳の判定がA・A・B程度
 - ・精神障害者保健福祉手帳の判定が1～2級程度
- ※この手当と児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

○次のような場合は、手当を受けることができません

- ①児童が^{しょうがい}障害による公的年金を受けられることができる場合
- ②児童が児童福祉施設(保育所・通園施設・肢体不自由施設への短期母子入所を除く)に入所中の場合

○支給月額

(平成31年4月から) 1級 52,200円 2級 34,770円

○支給月 4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)

※受給資格があっても申請をしなければ支給されませんので、ご注意ください。

申請・問 本庁 子育て課 子育てG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

全国家計構造調査にご協力ください

10月から11月までの2か月間にわたり、2019年全国家計構造調査が実施されます。8月から調査員が世帯を訪問します。調査員が訪問した際には、世帯主のお名前や世帯人数等をお聞きしますので、ご回答をお願いします。調査により集められた個人情報統計法により保護され、厳重に管理されますのでご安心ください。調査対象地区は、栄町地区・泉地区・北塩子地区となります。

※調査員は必ず顔写真の入った「調査員証」を携帯しています。ご確認ください。

問 本庁 総務課 情報・統計G ☎52-1111 内線317